

2017 年 4 月 5 日

「有給休暇取得奨励金制度」を新設

建設業界では長時間労働が常態化し、休暇も取りづらい労働環境となっております。

当社では既に「ノー残業デー」の導入など、長時間労働の削減に取り組んでおりますが、より一層の長時間労働の削減に取り組むとともに、休暇を取得しやすい労働環境整備を促進することで、社員の心身のリフレッシュや、チームワークの向上、業務の属人化防止など、業務の効率化による生産性向上を図ります。

この働き方改革の一環として、2017 年 4 月から有給休暇取得促進のための奨励金制度を導入することといたしました。

これは、1 年間に取得した有給休暇日数に応じて 1 日あたり 1 万円の有給休暇取得奨励金を支払うものです。(ただし 10 万円を上限とします。)

また、育児・介護などのために半日単位での有給休暇取得も可能としました。

当社ではこの施策を契機に、全社を挙げた働き方改革に向けて、社員一人一人の意識改革と社内の環境整備を促進し、すべての社員が能力を最大限に発揮できる、より魅力的で働きやすい会社を目指します。

以上